

住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業 に係る公募型プロポーザル実施要項

(趣 旨)

第1条 この要領は、住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業に係る公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 太陽光発電導入を希望する県民（以下「導入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、再生可能エネルギーの普及拡大を目指す。

(定 義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から支援事業者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第4条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 応募者の資格に関すること。
- (2) 応募手続に関すること。
- (3) 質疑の手続に関すること。
- (4) 応募書類に関すること。
- (5) 応募に要する費用に関すること。
- (6) 当選者の決定方法及び発表に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル実施に必要な事項。

(募集の周知)

第5条 プロポーザルを実施しようとするときは、前条各号に掲げる事項の記者発表を行うことや県ホームページに掲載する等、広く一般に周知するものとする。

(募集期間)

第6条 プロポーザルの募集開始日から起算して 14 日以上の募集期間を設けるものとする。

(応募書類)

第7条 応募者は、定められた期限までに、応募書類を提出するものとする。

- 2 応募書類の著作権は、応募者に帰属する。
- 3 応募書類は非公開とする。ただし、応募書類の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。
- 4 提出された応募書類は返却しないものとする。

（審査委員会の設置）

第 8 条 県は、応募者から提出された応募書類を審査し、当選者を選考するため、「住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を環境部環境政策課に設置する。

- 2 審査委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（審査方法）

第 9 条 審査は、別に定める「住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業に係る公募型プロポーザル審査方針」によるものとする。

（選考方法）

第 10 条 県は、審査委員会の審査に基づき、当選者を決定するものとする。

（選定結果の通知）

第 11 条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

（事務の所掌）

第 12 条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県環境部環境政策課において処理する。

（補則）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県環境部環境政策課が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 27 日から施行する。